

埼玉県報



埼玉県発行

目次

告示

○特定非営利活動法人の設立に係る公告 (中央創造)	一	○一般国道十七号本庄道路の環境影響評価準備書の縦覧 (都市計画課)	五
○埼玉県土地利用基本計画の変更 (土地水政策課)	一	○深谷都市計画道路の変更の案の縦覧 ("	七
○平成十九年度地籍調査事業計画の変更 ("	三	○本庄都市計画道路の変更の案の縦覧 ("	七
○埼玉県青少年健全育成条例に基づく優良な図書推奨 (青少年課)	三	○見玉都市計画道路の変更の案の縦覧 ("	七
○大規模小売店舗 (既存店) の変更に関する公示 (商業支援課)	四	○開発行為に関する工事の完了公告 (建築指導課)	八
○神川町土地改良区の役員退任届 (本庄農林)	五	○ " ("	八
○ヨ一ネ病患畜の発生 (畜産安全課)	五	○ " ("	八
○幸手都市計画道路の変更の案の縦覧 (都市計画課)	五	○県道越谷流山線の区域の変更 (越谷県土)	八
○一般国道十七号本庄道路の環境影響評価準備書の縦覧 (都市計画課)	五	○灯油の購入に関する契約の相手方等の公示 (経営管理課)	九

埼玉県告示第千四百八十一号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二週間、総務部

平成十九年十月三日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
NPO法人自然エネルギー利用を普及させる会

三 代表者の氏名
朝廣 亮

四 主たる事務所の所在地
埼玉県さいたま市大宮区天沼町二丁目九二一番地ブルミエールパレ一〇三

五 定款に記載された目的
この法人は、埼玉県内を中心に子供たちをはじめ多くの市民に対し、自然エネルギーの電気・動力・熱力などへの利用について、見て、体験して、自然エネルギーの力を伝える事業を通じて、CO₂削減問題をはじめとする地球環境の保護に寄与することを目的とする。

平成十九年十月十二日
埼玉県知事 上田 清司

埼玉県告示第千四百八十二号

埼玉県土地利用基本計画を平成十九年九月二十八日に変更したので、国土利用計画法(昭和四十九年法律第九十二号)第九条第十四項において準用する同条第十三項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成十九年十月十二日

埼玉県知事 上田 清司

一 埼玉県土地利用基本計画計画書の変更
土地利用基本計画書1(2)イの最後に次のように加える。

なお、首都圏中央連絡自動車道のインターチェンジ(三島町)周辺地域については、都市的土地利用の需要増加が見込まれるが、田園環境との調和・乱開発の抑止を図るため計画開発に基づき産業基盤整備を進めるとともに集団的な農地の

告示

保全を図る。
二 埼玉県土地利用基本計画計画図の変更
比企郡川島町の区域
別図のとおり、農業地域五十九ヘクタールを縮小する。



埼玉県告示第四百八十三号

平成十九年埼玉県告示第七百六十号(平成十九年度地籍調査事業計画)の一部を次のように改正したので、国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第六条の三第五項の規定により、公示する。

平成十九年十月十二日

埼玉県知事 上田清司

表中

小川町	腰越二	平成十九年五月八日から 平成二十年三月三十一日まで
-----	-----	------------------------------

を

小川町	腰越二	平成十九年五月八日から 平成二十年三月三十一日まで
小川町	飯田	平成十九年十月十二日から 平成二十年三月三十一日まで

に改める。

埼玉県告示第四百八十四号

埼玉県青少年健全育成条例(昭和五十八年埼玉県条例第二十八号)第十条の規定に基づき、青少年の健全な育成を図るため特に優良な図書として、次のとおり推奨する。

平成十九年十月十二日

埼玉県知事 上田清司

推奨番号	対象	書名	著者名等	発行所
一一二五	乳幼児	くらいくらい	はせがわ せつこ	福音館書店
一一二六	同	ぼーるがころころ	岸田 衿子	ひかりのくに
一一二七	同	ガタンゴットン	スズキ・コージ	平凡社

一一二八	乳幼児	ハンドのびつくりプレゼント	アイリーン・ブラウ	光村教育図書
一一二九	同	おへそのあな	長谷川 義史	BL出版
一一三〇	小学校低学年	せかいでひとつだけのケ ーキ	あいはら ひろゆき	教育画劇
一一三一	同	おばあちゃんのはねまく ら	ローズ・インピ	評論社
一一三二	同	ハンタイおぼけ	トム・マックレイ	光村教育図書
一一三三	同	くちばし どれが一番り つば?	ピアンキ	福音館書店
一一三四	同	「おめでとう」をいっば い	宮川 ひろ	PHP研究 所
一一三五	小学校中学年	つばさをもらったライオ ン	クリス・コノヴァー	ほるぷ出版
一一三六	同	命をくれてありがとう ぼくは18トリソミー	わたなべ えいこ	汐文社
一一三七	同	おわらいコンビ ムサシ とコジロー	上條 さなえ	ポプラ社

一一三八	同	ギフト	アーシユラ・K・ル llグウイン	河出書房新 社
一一三七	同	算法少女	遠藤 寛子	筑摩書房
一一三六	同	マリオネット・デイズ	篠原 まり	ポプラ社
一一三五	中学校	ようこそ宇宙の研究室へ —すばる望遠鏡が明か す宇宙のなぞ—	布施 哲治	くもん出版
一一三四	同	母からの伝言 —刺しゆ う画に込めた思い—	E・N・クリニック B・スタインハート	光村教育図 書
一一三三	同	冬の龍	藤江 じゅん	福音館書店
一一三二	同	かかしと召し使い	フィリップ・プルマ ン	理論社
一一三一	同	とべ! 人工尾びれのイ ルカ「フジ」	真鍋 和子	佼成出版社
一一三〇	小学校高学年	みどパン協走曲	黒田 六彦	B.L出版
一一二九	同	ダンゴムシはだんご好 き?	谷本 雄治	文溪堂
一一二八	小学校中学年	うみのほん たべものリ レー	まつぎわ せいじ	文化出版局

一一三九	高校・青年	ラスト・ドッグ	ダニエル・アーラン ハフト	ほるぷ出版
一一四〇	同	奇才ヘンリー・シユガー の物語	ロアルド・ダール	評論社
一一四一	同	ファンタジーのDNA	荻原 規子	理論社
一一四二	同	カラスはなぜ東京が好き なのか	松田 道生	平凡社

埼玉県告示第千四百八十五号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)附則第五条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定による届出の概要等について、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成十九年十月十二日

埼玉県知事 上田 清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームセンターヤサカ東川口店

川口市戸塚五丁目十八番一号

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行なう者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 午前九時から午後八時

(変更後) 午前八時から午後十時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前八時四十五分から午後八時十五分

(変更後) 午前七時四十五分から午後十時十五分

ハ 変更年月日

る。

平成十九年十月十二日

埼玉県知事 上田清司

伝染病及び家畜の種類	患畜及び疑似患畜の区分	頭数及び群数	発生場所又は区域	発生年月日	処置
ヨーネ病	患畜	一頭	深谷市	平成十九年九月二十六日	法令殺

- 二 届出年月日
平成十九年九月二十七日
- 二 縦覧期間
平成十九年十月十二日から平成二十年二月十二日まで
- 三 縦覧場所
埼玉県産業労働部商業支援課
埼玉県中央産業労働センター
- 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成十九年十月十二日から平成二十年二月十二日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第千四百八十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、神川町土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成十九年十月十二日

埼玉県知事 上田清司

職名	氏名	住所
理事	町田 壽久	児玉郡神川町大字新里一六一三
監事	福嶋 信泰	同 同 八日市五五〇

埼玉県告示第千四百八十七号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第十三条第一項の規定により次のとおり患畜等について届出があったので、同条第四項の規定により公示す

埼玉県告示第千四百八十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成十九年十月十二日

埼玉県知事 上田清司

- 一 都市計画の種類及び名称
幸手都市計画道路三・四・十三号幸手久喜加須線
- 二 都市計画を変更する土地の区域
イ 追加する土地の区域
北葛飾郡鷲宮町大字上内字間之

- 三 都市計画変更の案の縦覧場所
埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県杉戸県土整備事務所及び鷲宮町都市整備課
- 四 縦覧期間
平成十九年十月十二日から平成十九年十月二十六日まで

埼玉県告示第千四百八十九号

環境影響評価法(平成九年法律第八十一号)第四十条第二項の規定により読み替えて適用される同法第十六条の規定により次のとおり公告する。

平成十九年十月十二日

埼玉県知事 上田清司

- 一 都市計画決定権者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

イ 名称

埼玉県

ロ 代表者の氏名

埼玉県知事 上田清司

ハ 主たる事務所の所在地

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

二 都市計画対象事業の名称、種類及び規模

イ 名称

一般国道十七号本庄道路

ロ 種類

一般国道の改築

ハ 規模

延長約十四キロメートル(四車線)

三 都市計画対象事業が実施されるべき区域

埼玉県本庄市、深谷市(合併前の大里郡岡部町の区域に限る。)及び児玉郡上

里町並びに群馬県高崎市(合併前の多野郡新町の区域に限る。)の各一部

四 関係地域の範囲

埼玉県本庄市、深谷市(合併前の深谷市及び大里郡岡部町の区域に限る。)及

び児玉郡上里町並びに群馬県高崎市(合併前の高崎市及び多野郡新町の区域に限

る。)、伊勢崎市(合併前の伊勢崎市及び佐波郡境町の区域に限る。)、藤岡市(合

併前の藤岡市の区域に限る。)及び佐波郡玉村町

五 環境影響評価準備書の縦覧の場所、期間及び時間

イ 縦覧の場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県環境部温暖化対策課、埼玉県熊谷県土

整備事務所、埼玉県本庄県土整備事務所、埼玉県北部環境管理事務所、本庄市

都市計画課、深谷市都市計画課及び上里町まち整備課

ロ 縦覧の期間及び時間

平成十九年十月十二日(金)から同年十一月十二日(月)まで(日曜日及び

土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)第二

条に規定する祝日を除く。)の午前八時三十分から午後五時まで

六 環境影響評価準備書についての意見書の提出

環境影響評価準備書について、環境の保全の見地からの意見を次により書面で

提出することができる。

イ 提出期限

平成十九年十一月二十六日(月)

ロ 提出先

五イの縦覧の場所

ハ 意見書の記載事項等

環境影響評価法施行規則(平成十年総理府令第二十七号)第十二条において

準用する同規則第四条第一項に規定する事項を記載し、同条第二項に規定する

方法により意見書を作成すること。

二 問い合わせ先

埼玉県都市整備部都市計画課施設計画担当

郵便番号三三〇―九三〇一

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

電話〇四八―八三〇―五三四三

埼玉県告示第千四百九十号

環境影響評価法(平成九年法律第八十一号)第四十条第二項の規定により読み替

えて適用される同法第十七条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十九年十月十二日

埼玉県知事 上田清司

一 都市計画決定権者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

イ 名称

埼玉県

ロ 代表者の氏名

埼玉県知事 上田清司

ハ 主たる事務所の所在地

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

二 都市計画対象事業の名称、種類及び規模

イ 名称

一般国道十七号本庄道路

ロ 種類

一般国道の改築
規模

延長約十四キロメートル(四車線)
三 都市計画対象事業が実施されるべき区域
埼玉県本庄市、深谷市(合併前の大里郡岡部町の区域に限る。)及び児玉郡上里町並びに群馬県高崎市(合併前の多野郡新町の区域に限る。)の各一部

四 関係地域の範囲

埼玉県本庄市、深谷市(合併前の深谷市及び大里郡岡部町の区域に限る。)及び児玉郡上里町並びに群馬県高崎市(合併前の高崎市及び多野郡新町の区域に限る。)、伊勢崎市(合併前の伊勢崎市及び佐波郡境町の区域に限る。)、藤岡市(合併前の藤岡市の区域に限る。)及び佐波郡玉村町

五 説明会の開催を予定する日時及び場所

説明会開催日	時間	場所
平成十九年十月十九日	午後七時から午後八時三十分まで	深谷市岡部公民館
平成十九年十月二十日	午前十時から午前十一時三十分まで	上里町役場四階大会議室
	午後三時から午後四時三十分まで	本庄市役所六階大会議室

埼玉県告示第千四百九十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成十九年十月十二日

埼玉県知事 上田清司

一 都市計画の種類及び名称

深谷都市計画道路三・三・三一号本庄道路

二 都市計画を変更する土地の区域
イ 追加する土地の区域

深谷市岡字坂下及び岡字四王天堤外の各一部

口 削除する土地の区域

なし

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県熊谷県土整備事務所及び深谷市都市整備部都市計画課

四 縦覧期間

平成十九年十月十二日から平成十九年十一月十二日まで

埼玉県告示第千四百九十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成十九年十月十二日

埼玉県知事 上田清司

一 都市計画の種類及び名称

本庄都市計画道路三・四・二号十間通り線及び三・三・二一号本庄道路

二 都市計画を変更する土地の区域

(三・四・二号十間通り線)

イ 追加する土地の区域

本庄市字城下及び字花ノ木の各一部

部

口 削除する土地の区域

なし

(三・三・二一号本庄道路)

イ 追加する土地の区域

本庄市堀田字向川原、堀田字小柳、堀田字上諏訪、堀田字上諏訪南、堀田字秀連寺、牧西字八反田、牧西

字天屋、牧西字北窪、牧西字尻壳、牧西字堀田裏、牧西字天神窪、傍示堂字下久保、傍示堂字高田、字竈瀬、字新田、字城下、字仙南、若泉三丁目、沼和田字古川、沼和田字南屋敷、沼和田字観音堂、沼和田字沼田、沼和田字上沼田、小島字薬師堂、小島字岡田、小島字杉山前、小島字天神下、杉山字宝光測、杉山字地藏堂の各一部及び深谷市岡字四王天堤外の一部

口 削除する土地の区域

なし

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県本庄県土整備事務所及び本庄市都市整備部都市計画課

四 縦覧期間

平成十九年十月十二日から平成十九年十一月十二日まで

埼玉県告示第千四百九十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成十九年十月十二日

埼玉県知事 上田清司

一 都市計画の種類及び名称

児玉都市計画道路三・三・二〇号本

庄道路及び三・五・二一号本庄道路連絡線

二 都市計画を変更する土地の区域

(三・三・二〇号本庄道路)

イ 追加する土地の区域

児玉郡上里町大字神保原町、大字忍保、大字金久保、大字勅使河原字天沼、大字勅使河原字北勝場、大字勅使河原字矢田及び大字勅使河原字御陣場の各一部

ロ 削除する土地の区域

なし

(三・五・二一号本庄道路連絡線)
イ 追加する土地の区域

児玉郡上里町大字勅使河原字北勝場及び大字勅使河原字南勝場の各一部

ロ 削除する土地の区域

なし

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県本庄県土整備事務所及び上里町まち整備課

四 縦覧期間

平成十九年十月十二日から平成十九年十一月十二日まで

埼玉県告示第千四百九十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年十月十二日

埼玉県知事 上田 清司

一 許可番号

平成十九年六月二十一日

指令本整第一一九〇〇二〇号

二 検査済証番号

平成十九年十月四日第六十九号

三 開発区域に含まれる地域の名称

児玉郡上里町大字金久保字松原七〇

八―三、七〇八―六、七〇九―二、字

西薬師七一〇―一、七三七―二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

さいたま市大宮区桜木町一丁目一〇

番地一七

株式会社 アイダ設計

代表取締役 會田 貞光

埼玉県告示第千四百九十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年十月十二日

埼玉県知事 上田 清司

一 許可番号

平成十九年七月二十日

指令飯整第一九〇〇一〇〇号

二 検査済証番号

平成十九年十月四日第七十号

三 開発区域に含まれる地域の名称

入間郡越生町大字上野字南原八一七

番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

入間郡毛呂山町大字岩井一五一〇番

二

株式会社 ヤマニ

代表取締役 佐野 裕也

埼玉県告示第千四百九十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年十月十二日

埼玉県知事 上田 清司

一 許可番号

平成十九年九月十九日

指令東整第一八〇二〇四一号

二 検査済証番号

平成十九年十月五日第七十一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡ときがわ町大字玉川字二本松

二〇九二―一外一四筆

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都新宿区歌舞伎町二丁目三―二

二

日本化成株式会社

代表取締役 東 輝

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第二十号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成十九年十月十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年十月十二日

埼玉県越谷県土整備事務所長 内村 寛

一 道路の種類 県道

二 路線名 越谷流山線

三 道路の区域

旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル) 長	備考
新	越谷市東町一丁目二番三地先から同市東町一丁目一番一地先まで		八・六五 九・六五	一六・八〇	道路法第二十四条に基づく承認工事
旧			一五・二二 一六・二八		

埼玉県病院事業告示第二十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成十九年十月十二日

埼玉県病院事業管理者

伊能 睿

- 1 購入等件名及び数量
灯油 JIS1号 730,000ℓ
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 埼玉県立循環器・呼吸器病センター
一 埼玉県熊谷市板井1696番地
 - (2) 埼玉県立がんセンター 埼玉県北足立郡伊奈町小室818番地
 - (3) 埼玉県立精神医療センター 埼玉県北足立郡伊奈町小室818番地 2
- 3 落札者を決定した日
平成19年 9月20日

4 落札者の氏名及び住所

関彰商事株式会社 久喜支店

埼玉県久喜市江面1663—1

5 落札金額

67,515円 (1ℓ当たりの単価)

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告又は公示を行った日

平成19年 8月10日

発行日	毎週 火曜日・金曜日	購読料金	一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)	発行者	埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一〇 四八—八二四—二二—一(代表)	県	埼玉県 埼玉県ホームページアドレス http://www.pref.saitama.lg.jp/A01 /BA00/kenpouhome/fr_top.htm	印刷所	関東図書株式会社 さいたま市南区別所三—一—一〇 四八—八六—二二—九〇—一(代表)
-----	---------------	------	------------------------	-----	--	---	--	-----	--